

「第2次宇都宮市食品安全推進計画」(素案)に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 平成26年1月31日(金)～2月25日(火)

(2) 意見の応募者数 1団体
意見数 9件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数		1				1

2 意見の処理状況

区分	処理区分	数
A	意見の趣旨等を反映し、実施設計に盛り込むもの	2
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みと考えるもの	7
C	実施設計の参考とするもの	
D	実施設計に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	
	計	9

3 意見の概要と市の考え方

① 基本目標1「生産から販売に至る食品の安全を守ります」に係る取組について(5件)

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	昨年末に発生した冷凍食品の農薬混入事件を踏まえ、企業の危機管理のあり方や労働環境の整備などをマネジメントする人材育成が課題であると考え。行政としてこのような課題に政策的、具体的な支援を本計画で積極的に願います。	B	食品の安全を確保するため、事業No.27「食品事業者の自主衛生管理の促進」(56ページ)に取り組むとともに、意図的な異物混入を防止する食品防御対策に取り組むことも重要でありますことから、施設監視や講習会などにおいて、その必要性を説明し、「危機管理の強化」や「人材育成」などの対策を支援してまいります。
2	食品による健康被害が発生した場合、休日でも迅速な情報収集を行う体制の確立と市民・事業者に対する情報提供の体制強化を今後も願います。	B	夜間・休日における市民等からの申出につきましても、事業No.29「食品危害申出への対応の充実」(58ページ)に記載したとおり、健康被害の未然防止を図るため、夜間・休日の連絡体制により、迅速な調査・適切な措置を講じております。 また、食品危害に関する情報については、今後とも、市民・事業者に対し、ホームページや食品危害情報メール等により、迅速に情報提供してまいります。

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
3	昨年発生した飲食店等における偽装表示や誤表示問題では、信頼回復が求められている。事業者に対する表示の適正化を求める指導や管理の強化を今後も願います。	B	食品表示の適正化の推進については、事業 No. 25「食品表示法等に基づく表示の徹底」(56 ページ)に記載したとおり、国や県、市の関係課と連携した合同監視を実施し、法律に基づく表示の徹底を図ってまいります。
4	農産物直売所については、農薬や衛生面で、生産者の管理が不十分と聞いている。「生産工程管理」の記載に取り組みることや農薬の使用方法を厳格に守ること、保管管理もしっかりおこなうことなど、衛生管理強化と併せて生産者指導の強化を要望する。	A	「生産工程管理」については、農産物直売所において、安全・安心な農産物を販売するために重要な取組でありますことから、事業 No. 5「農産物直売所等の指導充実」(41 ページ)に「GAP（農業生産工程管理）導入への理解促進を図る」を追記いたします。 また、事業 No. 5に記載したとおり、生産履歴記帳の徹底を図るとともに、生産段階における衛生管理や農薬の適正使用など、直売所に対し指導を強化してまいります。
5	学校給食において食物アレルギーの事故がたびたび発生しており、アレルギーを持った子どもたちにとっては命に関わることである。食物アレルギー患者とアレルギー物質の特定など各々人の把握と管理、そして関係者に対するアレルギーの基礎的な知識と患者への対応など、学習強化に取り組まれることを要望する。	B	学校給食における食物アレルギーに関する取組については、事業 No. 17「学校給食における食物アレルギー対策の推進」(48 ページ)に記載したとおり、学校と保護者の連携を図りながら、食物アレルギーを有する児童生徒が、心身ともに健康な学校生活を営めるよう取り組んでまいります。 また、全ての教職員が適切な対応ができるよう、食物アレルギー対応研修を充実いたします。

② 基本目標2「市民の食に対する安心感を向上します」に係る取組について（4件）

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	健康食品やダイエットブームにより、健康食品やサプリメントが氾濫している中、健康被害のない安全な商品の確保が必要であると同時に、市民に対し正しい飲用の仕方について啓発活動が必要と考える。バランスの良い食生活の啓発と併せて計画に盛り込むことを要望する。	B	「いわゆる健康食品」については、国において、『「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針』を定めており、製造者は「一日当たりの摂取目安量」や「摂取をする上での注意事項」等を表示する必要がありますことから、製造者には適切な表示を指導するとともに、市民には、事業 No. 32「食品衛生出前講座」(61 ページ)や事業 No. 34「食育出前講座」(62 ページ)の出前講座において、表示に基づき、食生活の状況に応じ適切に選択して利用するよう、正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
2	平成25年度の栃木県における特殊詐欺被害額は、約12億円超といわれ前年の5.5億円の倍以上であり、健康食品などによる消費者被害も発生している。健康食品などによる詐欺にあわないための啓発活動についても計画に盛り込むことを要望する。	B	事業No.31「消費生活情報の提供」(60ページ)及び事業No.36「消費生活に関する知識の普及」(63ページ)に記載したとおり、健康食品を含む悪質商法や被害に遭わないポイント等について、ホームページや出前講座などを通して市民に迅速に情報提供し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ってまいります。
3	食に対する不安について消費者に聞き取りすると、食品添加物・農薬に対する不安が上位にある。漠然とした不安から恐れがあり、科学的知見からの情報提供が求められていると考える。市民を対象とした教育や学習の場に取り組むことを要望する。 また、放射性物質についての学習会を開催すると未だに子育て中の母親からは、不安の声があるので、これまで同様に継続した学習に取り組むことを要望する。	B	事業No.32「食品衛生出前講座の実施」(61ページ)に記載したとおり、市民の食に対する安心感を向上するため、食品添加物や残留農薬、放射性物質など市民が知りたいことをテーマとした出前講座を実施し、食品の安全性に関する理解を深めてまいります。 また、事業No.33「食品安全ゼミナールの開催」(61ページ)に記載したとおり、小・中学生や保育園の保護者等を対象に、食中毒予防や放射性物質などを学習できる機会を設け、正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。
4	宇都宮市では地産地消の活動に積極的に取り組まれているが、食育の観点や地域の食文化を伝承する形で、今後も一層充実した事業と教育に取り組むことを要望する。	A	子どもたちが食文化への理解を深めるためには、地域の食文化を伝承することも重要でありますことから、事業No.40「学校における食育の推進」(66ページ)に「学校給食において郷土料理や伝統料理を献立に取り入れ、子どもたちに食文化への理解を深める」を追記いたします。 また、事業No.38～40「食育の推進」(65,66ページ)、事業No.46,47「地産地消の推進」(71ページ)に記載したとおり、これらの取組をより一層推進してまいります。